

「道路の安全及び利便の確保に関する行政評価・監視－復興に向けて人的・物的交流が進む東北地域の直轄国道及び高速道路を中心として－」の結果に基づく通知に対する改善措置状況（フォローアップ）の概要

- 【調査の実施時期等】
- 1 実地調査 平成 25 年 8 月～11 月
  - 2 対象機関 調査対象機関：国土交通省東北地方整備局  
関連調査等対象機関：東日本高速道路株式会社東北支社、地方公共団体、関係団体等
  - 3 調査担当 総務省東北管区行政評価局、山形行政評価事務所

【通知日及び通知先】平成 26 年 3 月 26 日 国土交通省東北地方整備局に対して所見表示  
東日本高速道路株式会社東北支社に対して調査結果を通知

【改善措置等に関する回答年月日】国土交通省東北地方整備局：平成 26 年 7 月 14 日  
東日本高速道路株式会社東北支社：平成 26 年 5 月 29 日

【調査の背景事情】

- 道路の持つ機能・役割
  - ・直轄国道及び高速道路は、全国的な幹線道路網を構成し、経済・産業活動を支える重要な基盤施設
  - ・交通機能（自動車、歩行者等への通行サービスを提供等）や空間機能（ライフライン等の公共公益施設を収容等）を持つ
- 東日本大震災発生直後の役割
  - 東北地方整備局が行った「くしの歯」作戦で、沿岸の国道 6 号、45 号の通行を確保（大震災発生後約 1 週間で 97%を開通）。また、東日本高速道路株式会社は、20 時間後に高速道路の 34%の通行止めを解除、13 日後には 98%の通行止めを解除。これらにより、緊急車両の通行、支援物資の輸送が可能に
- 津波に対する多重防御の役割
  - 仙台平野では、仙台東部道路の盛り土構造により、市街地への津波・がれきの流入を抑制したほか、仙台東部道路、宮古道路、釜石山田道路でも、地域住民の避難路、避難場所としての役割を果たした。
- 道路利用者の意識等
  - 内閣府が平成 24 年度に実施した「道路に関する世論調査」結果では、i) 歩道の整備やバリアフリー等の歩行者の立場からの施策、ii) 大地震・豪雨等への災害対策、iii) 道路構造物の長寿命化等を望む意見が多い。
- 道路利用者の安全及び利便の確保を図る観点から、宮城県及び山形県内を中心に、道路の管理状況等を実地調査

主 な 通 知 事 項	関係機関が講じた改善措置の概要
<p><b>1 運転者等の立場からみた道路の安全及び利便の確保</b> (所見表示等事項)</p> <p>(1) 東北地方整備局(直轄国道) 運転者等の安全及び利便をより一層確保する観点から、次の措置を講ずる必要がある。</p> <p>① 車道等の安全が十分確保されていないものなどについては、早急に修繕等を実施するなど、適正な維持管理に努めること。</p> <p>② 道路標識等については、設置後においても、その効用が損なわれることがないよう維持管理を適切に行うこと。</p> <p>また、道路標識等の設置が望まれるもの等については、道路標識等の設置等について検討し、必要な措置を講ずること。</p> <p>(2) 東日本高速道路株式会社東北支社(高速道路) 高速道路の機能を発揮し、運転者等の安全及び利便をより一層確保する観点から、次の措置を講ずる必要がある。</p> <p>① 車道に近接する橋脚に防護柵が無いもの、防護柵の端部に緩衝材等が設置されていないもの、車線分離標が破損しているものについては、早急に整備等を行うこと。</p> <p>② 道路標識等については、設置後においても、その効用が損なわれることがないよう維持管理を適切に行うこと。</p> <p>&lt;指摘事例の概要&gt;</p> <p>(1) 直轄国道 ①車道等：車道が大雨の際に冠水し通行に支障を来しているものなど 9 事例、②道路標識等：距離表示が誤っている、表示が消えているなど、道路標識等が適切に設置されていないものなど 83 事例</p> <p>(2) 高速道路 ①道路本線等：車道に近接する跨道橋の橋脚に防護柵が設置されていないため、車両が橋脚に衝突した場合には、重大事故につながるおそれがあるものなど 11 事例、②道路標識等：表示が消えていたり、樹木の陰になっており、見えにくいなど、道路標識等が適切に管理されていないものなど 26 事例</p>	<p>(1) 東北地方整備局における改善措置の概要 平成 26 年 5 月 1 日に開催した「事務所長会議」において、東北地方整備局の関係事務所長に対し、本行政評価・監視の結果を周知した。</p> <p>① 東北地方整備局が管理する一般国道及び高速自動車国道の道路としての機能を発揮させることを目的に、地域住民、道路利用者からの意見、気象条件、沿道の土地利用状況等の種々の要因に応じ、各事務所において引き続き道路巡回等により状況を確認するとともに必要に応じ予算の範囲内で補修等の対策を実施する。</p> <p>② 道路標識等については、引き続き道路巡回等による状況の確認と、その効用が損なわれることがないよう必要に応じ補修等の対策を実施するとともに、設置が必要なものについては、予算の範囲内で計画的にその対策を実施する。</p> <p>(2) 東日本高速道路株式会社東北支社における改善措置の概要 ① 道路構造物への防護柵設置(3か所)については、当社設計要領等に基づき、平成 26 年 5 月末に完了予定である。また、車線分離標の破損(1か所)については、当該区間は暫定 2 車線区間であるため、補修のために通行止めが伴うことから、事業の効率化も考慮し、他の事業と合わせて平成 26 年 8 月末に完了予定としている。</p> <p>防護柵端部の緩衝材設置については、日常点検等でも確認しており適切な対応を実施しているところであるが、今回の 7 か所については、設置されていなかったことを踏まえ早期に対応を完了した。</p> <p>② 道路標識については、パーキングエリアまでの距離表示が誤っているもの、ローマ字表示が無いもの、案内表示が消えかけていたり、樹木の陰になっていたものは、日常点検等でも確認しており、高速道路上での作業は、交通渋滞等による利用者への影響も配慮し、工事規制等効率的に実施する必要があるため、適切な時期を選定し実施している。今後とも、適切な案内表示となるよう維持管理に努めていく。</p>

主 な 通 知 事 項	関係機関が講じた改善措置の概要
<p>2 歩行者及び施設利用者の立場からみた道路の安全及び利便の確保 (所見表示等事項)</p> <p>(1) 東北地方整備局(直轄国道)</p> <p>歩行者の安全及び利便を確保する観点から、次の措置を講ずる必要がある。</p> <p>① 歩道に段差が生じているもの、防護柵の設置及び維持管理の改善が必要なものなど歩行者の安全が十分確保されていないものについては、安全が確保されるよう必要な措置を講ずること。</p> <p>② 視覚障がい者誘導用ブロックの設置が不適切なものについては、道路移動等円滑化基準等に基づき適正に設置するとともに、維持管理が不十分なものについては、道路巡回の充実を図り、維持管理を適切に行うこと。また、誘導用ブロックの連続性を確保するため、他の道路管理者との協議・調整が必要な場合は、相互に連携を図り、誘導用ブロックの設置・維持管理を適切に行うこと。</p> <p>③ 立体横断施設の安全及び利便が十分確保されていないものについては、立体横断施設技術基準に適合するよう整備するとともに、同基準に基づき維持管理を適正に行うこと。</p> <p>このほか、地下横断歩道の入口に、歩行者と自転車の衝突を避けるための注意喚起をしていないもの等については、道路利用者の安全を確保する観点から必要な措置を講ずること。</p> <p>④ 休憩施設の安全及び利便が十分確保されていないものについては、障がい者の円滑な利用に支障を来さないよう、道路移動等円滑化基準等に基づき、必要な措置を講ずること。</p> <p>⑤ 不法占用物件については、物件の所有者を指導し、歩道の円滑な通行に支障がないようにすること。</p>	<p>今回指摘のあった26か所のうち16か所については、標識板の取替及び撤去、樹木繁茂による見えづらい箇所の整備を行い完了している。残り10か所(うち1件国道案件)については、標識表示(要領適用時期の相違)が異なるものや、路面表示(車間確認)が見えにくい箇所は、冬期間の施工時期等を考慮し、春期より順次実施・検討することとしている。</p> <p>(1) 東北地方整備局における改善措置の概要</p> <p>① 歩道や防護柵については、引き続き巡回等により状況を確認し、その効用が損なわれることのないよう必要に応じ予算の範囲内で補修等を実施する。</p> <p>② 視覚障がい者誘導用ブロックについては、引き続き道路巡回等により状況を確認し、その効用が損なわれることのないよう必要に応じ予算の範囲内で補修等を行う。他の道路管理者と設置している連絡会議等を活用し、連携を図れるよう協議・調整を行う。</p> <p>③④ 立体横断施設等や休憩施設については、関係する基準に基づき、改善が必要なものなどについては予算の範囲内で計画的にその対策を実施する。</p> <p>⑤ 適正な道路利用を促進するため、不法占用物件について継続的な是正指導を行う。</p> <p>(2) 東日本高速道路株式会社東北支社における改善措置の概要</p> <p>① 高速道路のパーキングエリア及びサービスエリアの休憩施設における駐車場路面の溝等については、日常管理等で確認しており、適宜実施しているところであるが、今回指摘のあった箇所については応急補修であったため早期に対応している。また、障がい者用駐車施設から障がい者用トイレに通じる通路段差など高齢者及び障がい者の安全及び円滑な通行に支障があるものについては、障がい者や高齢者に配慮した施設整備を行うとともに、適切な維持管理に努めていく。</p>

主 な 通 知 事 項	関係機関が講じた改善措置の概要
<p>(2) 東日本高速道路株式会社東北支社（高速道路）            高速道路の機能を発揮し、高速道路の休憩施設の安全及び利便を確保する観点から、次の措置を講ずる必要がある。</p> <p>① 道路移動等円滑化基準等に基づき、高齢者や障がい者等に配慮した施設整備を行うとともに、維持管理を適切に行うこと。</p> <p>② 寒河江ハイウェイオアシスについては、他の道路管理者、公園管理者等との協議の場を活用するなどして連携を図り、施設の維持管理を適切に行うこと。</p> <p>&lt;指摘事例の概要&gt;</p> <p>(1) 直轄国道</p> <p>①歩道：段差が生じている、歩行者自転車用防護柵が設置されていないものなど 16 事例、②視覚障がい者誘導用ブロック：破損等がみられ維持管理等が不適切なものなど 46 事例、③立体横断施設：横断歩道橋の腐食が著しく、階段の蹴上げ面に穴が空いているものなど 20 事例、④休憩施設：障がい者用トイレのドアがずれているため、スムーズに施錠できないものなど 3 事例、⑤不法占用：歩道に看板、商品等が置かれているなど、道路を不法に占用しているもの 8 事例</p> <p>(2) 高速道路</p> <p>①休憩施設：サービスエリア等の通路に段差等があったり、スロープの勾配がきついものなど 22 事例、②寒河江ハイウェイオアシス：視覚障がい者誘導用ブロックに看板等の障害物が置かれているものなど 7 事例</p> <p>3 防災対策の向上            (所見表示等事項)</p> <p>防災対策の向上のため、津波等災害時における地域住民や道路利用者の安全を確保する観点から、次の措置を講ずる必要がある。</p> <p>(1) 津波避難階段</p> <p>① 津波避難階段については、夜間でも迅速かつ安全に避難できるよう誘導設備等の整備について関係機関と連携を図ること。(東日本高速道路株式会社東北支社（高速道路）)</p> <p>② 関係市町が行う避難訓練等の機会を捉えて、管理・使用上の支障の有無を点検し、避難者の安全等に支障が生じるおそれのあるものについては、改善に向</p>	<p>今回指摘のあった 22 か所のうち 13 か所については、休憩施設駐車場の路面補修、スロープ手摺り設置、段差解消等を完了している。残り 9 か所については、スロープの勾配の整備時期（要領適用時期）が異なることにより基準値の 8%を超えている箇所や、身障者駐車場の区画線等が確認しづらい箇所等については、休憩施設改修計画を踏まえ、適切な対応をしていく。</p> <p>② 寒河江ハイウェイオアシスにおける 7 か所のうち 1 か所は完了しており、残り 6 か所（うち 4 件は関係自治体案件）については、施設管理者等の関係機関との連携を図り、適切な維持管理に努めていく。</p> <p>(1) 東北地方整備局における改善措置の概要</p> <p>① 避難階段については関係市町と連携した点検等により、改善が必要なものについては適切に対応する。</p> <p>② 津波対策施設については、今後とも関係市町村と協議し整備を行う。</p> <p>③ 津波避難階段に関する案内標示板については、設置の必要性も含めて検討する。</p> <p>(2) 東日本高速道路株式会社東北支社における改善措置の概要</p> <p>① 津波避難階段の日常点検、維持管理等は関係市町村が行うこととされ</p>

主 な 通 知 事 項	関係機関が講じた改善措置の概要
<p>けて関係機関と連携を図ること。(東北地方整備局(直轄国道)、東日本高速道路株式会社東北支社(高速道路))</p> <p>(2) 津波対策施設 津波対策施設については、これまでも関係市町村と協議し整備を図ってきているところであるが、今後ともさらなる整備促進を行うこと。(東北地方整備局(直轄国道))</p> <p>(3) 案内標示板等 津波避難階段が設置されている自動車専用道路には、運転者等道路利用者に対し、津波避難階段の設備があり避難者が利用する可能性があることを注意喚起する案内標示板等を検討すること。(東北地方整備局(直轄国道)、東日本高速道路株式会社東北支社(高速道路))</p> <p>&lt;指摘事例の概要&gt;</p> <p>(1) 津波避難階段 ①避難階段への誘導灯が無く、夜間等に階段の位置が探しにくいもの(高速道路13か所)など、②避難階段の上り口の側溝に蓋がないため、避難者の転倒を招くおそれがあるもの(高速道路1か所)など、③避難階段の入口フェンスを施錠している鍵の開け方について説明がないもの(直轄国道1か所)</p> <p>(2) 津波対策施設 進入抑制を目的とする「津波標識」については、国道6号及び国道45号の浸水区間23区間のうち18区間まで整備が進んでいる。</p> <p>(3) 案内標示板等 運転者等道路利用者に対し、津波避難階段の位置を示す案内標示板等は設置されていない。</p>	<p>ており、整備・改善については、関係市町村へ伝えていく。</p> <p>また、避難階段運用等に関する協力事項等については、関係機関と綿密な連絡体制を図っていく。</p> <p>② 災害発生時に避難者が津波避難階段に誘導されることをあらかじめ注意喚起する高速道路本線への案内看板等の設置については、交通管理者も含め検討していく。</p>